

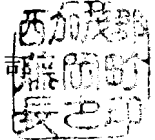
様式第3（第4条関係）

16 藤福第209号

平成16年5月19日

榊原 悟 志 様

藤岡町長 田 中 鋭



行政文書非公開決定通知書

平成16年5月12日付けで公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開しないこととしましたので、藤岡町情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政文書の名称	成年後見制度に係る町長による審判の請求に関する以下の文書 ① 審判の請求手続等の詳細（被後見人等対象者の決定基準等を含む）を定めた要綱、内規等 ② 審判請求及び成年後見制度活用に係る平成15年度及び平成16年度予算の詳細（対象予定業務、想定件数、金額等）を記した文書 ③ 平成12年度から平成15年度の各年度ごとの審判請求実績（件数及び費用）を記した文書
非公開の区分	☐ 全部非公開 ☐ 請求の拒否 ☒ 管理していない
公開しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	（根拠規定及び理由） 藤岡町情報公開条例第11条第2項の「公開請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当 ① 要綱、内規等 ……制定していないため ② 予算の詳細を記した文書 ……予算措置していないため ③ 審判請求実績を記した文書…実績がないため
公開が可能となる日	年 月 日以後
担当部署	福祉部福祉グループ 電話（0565）76－2139

- 備考 1 「公開が可能となる日」は、あなたが請求した行政文書について、公開しない理由がなくなる日があらかじめ明示できるものについてのみ記載されていますので、その日以後改めて公開請求することができます。
- 2 この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に藤岡町長に対し、異議申立てをすることができます。